

## 第 5 7 号議案

### 国民健康保険南丹病院組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、国民健康保険南丹病院組合規約を次のとおり変更する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 国民健康保険南丹病院組合理約の一部を改正する規約

国民健康保険南丹病院組合理約（昭和26年3月29日京都府指令6地第236号許可）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 居宅サービス事業所

### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

## 国民健康保険南丹病院組合規約の変更について

- 1 国民健康保険南丹病院組合が共同処理する事務に、新たに居宅サービス事業所の設置、管理及び運営に関する事務を追加すること。
- 2 この規約は、平成28年4月1日から施行すること。